

各種経営指標

利益率

(単位:%)

種 類	平成14年3月期		平成15年3月期	
	期 末	期中平均	期 末	期中平均
総資産経常利益率	0.10		0.13	
資本経常利益率	3.43		4.49	
総資産当期純利益率	0.05		0.05	
資本当期純利益率	1.91		1.92	

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産(除く支払承諾見返)平均残高 × 100
2. 資本経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 資本勘定平均残高 × 100

預貸率

(単位:%)

項 目	平成14年3月期		平成15年3月期	
	期 末	期中平均	期 末	期中平均
国内業務部門	66.59	66.70	66.57	66.39
国際業務部門	9.55	2.81	6.44	14.41
合 計	66.38	65.42	66.44	66.26

! 預貸率
預金残高(譲渡性預金を含む)に対する貸出金残高の比率のことです。預金が貸出に向けられる割合であり、銀行の資金ポジションを示す経営指標の1つであります。

預証率

(単位:%)

項 目	平成14年3月期		平成15年3月期	
	期 末	期中平均	期 末	期中平均
国内業務部門	21.43	23.77	20.84	22.52
国際業務部門	1,016.14	175.03	1,627.38	1,603.12
合 計	25.11	26.78	24.36	26.52

! 預証率
預金残高(譲渡性預金を含む)に対する有価証券残高の比率のことです。預金が有価証券運用に向けられる割合であり、預貸率とともに一種の資金ポジションを示す経営指標の1つであります。

利鞘

(単位:%)

項 目	平成14年3月期			平成15年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用利回り	2.00	4.13	2.20	1.92	2.81	2.04
資金調達原価	1.81	3.26	1.96	1.74	0.90	1.77
総資金利鞘	0.19	0.87	0.24	0.18	1.91	0.27

1店舗及び従業員1人当たり預金額・貸出額

(単位:百万円)

項 目	平成14年3月期			平成15年3月期		
	国内店	海外店	合 計	国内店	海外店	合 計
1店舗当たり預金額	9,890	-	9,890	9,949	-	9,949
1店舗当たり貸出額	6,566	-	6,566	6,610	-	6,610
従業員1人当たり預金額	819	-	819	871	-	871
従業員1人当たり貸出額	544	-	544	579	-	579

(注) 従業員1人当たり預金額及び従業員1人当たり貸出額は期中平均人員(出向者と嘱託を除く)にて算出しております。

単体自己資本比率(国内基準)

銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という)に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用しております。(単位:百万円)

項 目		平成14年3月期	平成15年3月期
基本的項目	資 本 金	7,485	7,485
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	5,875	5,875
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	1,609	1,609
	任意積立金	3,257	3,257
	次期繰越利益	236	285
	その他	-	-
	その他有価証券の評価差損()	1,965	1,456
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	5	13
	営業権相当額()	-	-
計 (A)	16,493	17,043	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,316	1,316
	一般貸倒引当金	2,708	2,446
	負債性資本調達手段等	6,400	5,540
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	6,400	5,540
計	10,424	9,302	
うち自己資本への算入額(B)	9,818	8,963	
控除項目	控 除 項 目(注4)(C)	-	-
自己資本額	(A)-(B)-(C) (D)	26,312	26,006
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	327,611	332,223
	オフ・バランス取引項目	8,797	4,896
	計 (E)	336,408	337,119
単体自己資本比率(国内基準)= D / E × 100		7.82%	7.71%

- (注)1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。